

目次

1 中国倒産実務~中国子会社と破産手続の活用等~

2 【米国倒産法あれこれ①】 倒産に関する日米の見方の違い

詐欺的要素の強い社債販売を行っていた会社が従業員らに支払っていた加給金について不法原因給付とした上で、破産管財人が不当利得として返還を求めることができるとした事例

~名古屋地裁平成28年1月21日判決(判例時報2308号119頁)~

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容に、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3

中国倒産実務~中国子会社と破産手続の活用等~

宮本 聡 So Miyamoto PROFILEはこちら ◆

はじめに

中国には、破産手続(日本の破産法に相当)、和解手続(日本の旧和議法に相当)及び重整手続(日本の会社更生法に相当)の3種類の倒産手続があり、企業破産法という一つの法律に規定が置かれています。本稿では、破産手続に焦点を当てながら、中国の倒産実務の動向や子会社を清算する際の破産手続の活用等についてご説明したいと考えています。

1 企業破産法の概要

中国では、1986年に企業倒産法が制定され、2007年6月 には倒産法制の現代化の要請等を踏まえて、現在の企業破 産法が施行されました。

企業破産法の適用対象は、その名のとおり法人格を有する企業のみとされており、個人(個人事業主を含む。)には企業破産法は適用されません(日本の破産法は個人にも適用されます。)。

2 破産手続の流れ

中国での破産手続の流れは以下のとおりです。

中国の破産手続では、破産申立てを人民法院(日本の裁判所に相当する機関)が受理するかどうかが極めて重要です(図表①及び②)。日本では、破産申立てが法律に沿って適式になされている限り受理されないことはありませんので、受理の手続は中国の破産手続の特色と言えます。この受理に

よって、管財人の指定、弁済禁止・強制執行停止の効力発生などの法的効果が生じますので(図表②)、中国の破産手続において受理は重要な意味を持ちます。人民法院が受理にあたって特に重視するのが従業員との関係です。具体的には、労働債権の支払が残っているなどの労働問題があると、労働問題が解決するまで破産申立てが受理されないことがあります。

中国の破産手続は、原則として、人民法院が債務者以外を管財人に指名する「管理型」によって進行します。日本では弁護士個人が破産管財人に選任されますが、中国では、弁護士事務所、会計事務所、清算委員会ないし破産清算事務所が管財人に選任されるのが一般的です。

手続開始後の破産手続の流れは日本の破産手続と似ていますが、(1)破産財産管理計画・破産財産換価計画(図表⑤)及び(2)配当案(図表⑦)が、債権者会議(日本の債権者集会に相当するものです。)の決議事項とされている点は日本の破産手続と異なります(日本ではこれらは債権者集会の決議事項ではありません。)。

3 倒産案件のインターネット上での情報開示

中国の倒産手続では、情報開示が進んでおり、全国の倒産案件に関する情報がインターネット上で公開されていて、誰でもアクセスできます(全国企業破産重整案件情報サイトhttp://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy)。

- (1) a.破産原因の充足 b.破産申立ての機関決定、申立書の提出などの申立受理に向けた活動 (従業員の処理についての案の添付等が必要な場合あり)
- ・人民法院による破産申立受理(この時点で労働関係処理に目途がついていることが要請される場合あり)→人民法院に受理してもらうことが難しい。
 - ·管財人指定
 - ・弁済禁止、強制執行停止の効力発生

③ 破産手続開始決定、債権者への通知、公告

① ・債権の届出(30日以上3か月以内)
・債権調査
② 「債権者会議一破産財産管理計画、
破産財産換価計画の決議
② 「債権者会議一配当案の決議
② 「債権者会議一配当案の決議
② 「破産手続の終結決定・抹消登記

4 債権者による破産申立ての活用

債務者だけではなく、『債権者』による破産申立てが可能なのは日本も中国も共通です。もっとも、日本では債権者申立ての割合が全体の1%未満にとどまるのに対し、中国では(少し古いデータではありますが)2003年から2012年の間で30.67%(12,416件)にも上っています。

中国で債権者申立てが多い理由としては、(1)債権者申立 ての要件が債務者申立てよりも緩やかであること、(2)債権者 による予納金の立替えが不要であること(日本では必要)等 が挙げられます。債権回収の手段として破産申立てが用いら れることもあります。

そのため、中国企業に対する多額の債権が回収不能となっており強制執行等も奏功しない場合等には、債権者として中国で破産手続を申し立てることも検討可能と考えられます。

5 中国の倒産件数

2007年6月の企業破産法の施行に伴い倒産件数が伸びることも想定されましたが、施行後も破産手続を含む倒産件数は伸びず、むしろ減少する結果となりました。そのため、本来倒産手続により清算(ないし再建)されるべき企業が清算(再建)されない事態が生じました。なお、破産手続を含む倒産事件の件数の推移は以下のとおりです。

年度	破産手続	重整・和解手続
2005	4, 328	N/A
2010	2, 366	N/A
2015	3, 005	563
2016	4, 623	1, 042
2017	7, 768	1, 774

6 倒産事件の申立受理の適正化に向けた動き

このような状況を改善すべく中国政府は、倒産手続の活用の促進を図るようになりました。具体的な措置として、人民法院は、2016年7月28日付で「人民法院は2016年8月1日より債権者・債務者等の提出した破産手続申請の資料を「一律」に受領しなければならず、かつ、書面で受領証明書を交付し

なければならない」旨の通知を行いました。また、これと並行して、倒産専門法廷を増設し人的リソースの拡充を図りました。これにより、倒産事件の件数は増加し、2016年から2017年にかけて高い伸び率を示しています。

7 子会社の清算手法としての破産手続

1986年に施行された中国の企業倒産法は国有企業のみに適用され、外資系企業には適用されませんでしたが、現在の企業破産法は外資系企業を含む全ての法人に適用されます。しかしながら、2003年から2012年までの破産事件のうち外資系企業の占める割合が極めて低い(わずか1.11%)など、2016年以前は外資系企業が中国で破産手続を利用することは事実上困難とも言える状況でした。

具体的には、例えば、日本企業の中国子会社が明らかな 債務超過で、かつ、中国市場から撤退したい場合(子会社の 破産もやむなしの場合)であっても、人民法院が外資系企業 の破産申立てを受理しない等の理由により破産申立てがで きないため、いったん増資して債務超過を解消したうえで、 (必ずしも経済的に合理的とは言えない)通常清算を選択せ ざるを得ないのが実情でした。

その後、現在では、前述6の倒産事件の申立受理の適正化の動きを踏まえ、(依然として数は少ないものの)外資系企業が破産手続を活用する事例が出てきています。債権者・従業員・地方政府等との関係で事前の根回し等が重要であることに変わりはありませんが、外資系企業であっても会社の清算手法として破産手続を活用することを現実的に検討できる状況になってきています。

債務超過状態の子会社の破産申立ては、通常清算との比較において、経済合理性に優れた清算手法です。経済合理性以外にも、レピュテーションや当局との関係など清算手法の選択にあたって考慮すべき要素はありますが、今後は、中国子会社の清算方法として通常清算だけでなく破産手続の活用も現実的な選択肢になりうると考えられます。

【米国倒産法あれこれ①】 倒産に関する日米の見方の違い



私は2016年より約2年強、米国に留学しておりましたが、今般、大阪事務所にて業務を再開いたしました。留学中は、クロスボーダーのM&A取引に従事する他、ディストレス下のM&Aや米国倒産法全般についての知見を深めてまいりました。

米国の倒産法制は日本の倒産法の母法とも言われます し、また、日本の私的整理ガイドラインは米国の準則をベー スとして持ち込まれたものとも言われていますので、留学当初 の私はどうせ似たようなものだろうと高を括っていました。とこ ろが、実体及び運用は大きく異なるものでした。最も私が異な ると感じたのは、米国では債務者も債権者も(もちろん全部の 事案ではないですが)、チャプターイレブンの申請や私的整 理(workout)をビジネス上のチャンスとしてとらえる傾向が強 いと感じられたことです。例えば、事業の切り出しを行いたい 債務者は、チャプターイレブンを申請し、いわゆる「363セー ル」用いることで、資産を確実に、担保権を消滅させて、高額 で売却できるというメリットを享受することができます。また、一 定の状況下において、倒産状態にある債務者への融資者 は、当該貸付につき倒産法上最も優先して弁済される債権 (Super Priority Claim)を取得することの他、既存の担保権 者に優先する担保権(First Priming Lien)を取得することさ え可能であるので、いわゆるDIPファイナンスをチャンスと捉 え、銀行等がより積極的に融資を行うという実務も垣間見てき ました。ちなみに、レンダーによっては、DIPファイナンスとし て新規に貸し付けた分だけでなく、従前からの貸付債権につ いても被担保債権に取り込もうとするという、"がめつい"ス キーム(Cross-Collateralization)を用いることもあります(な お、かかるスキームの有効性については議論があります。)。

また、社会的にもチャプターイレブンの申請等を必ずしも信用毀損と捉えない土壌が出来上がっているようにも感じられました。例えば、どこかの会社がチャプターイレブンを申請したというニュースが流れても、会社が潰れた、終わったという捉え方ではなく、スポンサーは誰か、どういった再建方針なのかという点に人々の関心があるように感じられました。日本であれば、たとえ再建型の倒産手続(民事再生、会社更生)であっても、倒産である以上、その申立ては企業の信用に大きく打撃を与え、ともすると倒産という言葉だけが独り歩きしてしまう、ということもままあるところではないでしょうか。

ただ、経験及び研鑽を重ねるにつれ、上述のような制度及 び社会の違いこそあれ、日本においてもディストレス状態を チャンスとして捉えることは、現行法を前提としても可能であ ると考えるに至っています。そして、法制度やちょっとした知 恵をてこに事業の再生を適切に行うことで、倒産に対する社 会の見方も次第に変わっていくものと信じています。甚だ僭 越ではございますが、日米倒産法の知識及び実務経験に加 え、ディストレス下における種々のビジネススキームに関する 知見を活かして、国内外の事業再生事件に多角的に関わっ て参りたいと考えております。まずは、10月10日に本所大阪 事務所、同月26日東京事務所にて、「M&Aの実務対策-取 引先・競業他社の倒産をチャンスに変える-」と題したセミ ナーを開催いたしますので、多数のご参加をお待ちしており ます。また、今後、本ニュースレターにおいても、日本の皆様 にも参考になるような、米国倒産法上の制度やビジネスス キームを軽いタッチでお伝えさせていただこうと思いますの で、お付き合いいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願 いいたします。

詐欺的要素の強い社債販売を行っていた会社が従業員らに支払っていた 加給金について不法原因給付とした上で、破産管財人が不当利得として 返還を求めることができるとした事例

和田祐以子 Yuiko Wada

PROFILEはこちら 📀

~名古屋地裁平成28年1月21日判決(判例時報2308号119頁)~

第1 事案の概要

破産会社Aは、設立直後である平成22年から事業停止を した平成25年に至るまで、70回を超える多数回にわたり、利 率を概ね6%ないし18%、償還日を概ね3年と定めて私募債(1 口あたり100万円)を発行していました。Aの代表取締役であ るY及び営業担当者ら(以下「Yら」といいます。)は、顧客に 対し、この社債がリスクのない安全な投資商品であると偽って 勧誘を行い、Aの社債を購入した顧客数は700名を超え、社 債の発行額は約90億円に及びました。AとYらは、社債販売 の営業成績に基づいて所定の算定基準により賃金と別に加 給金を支給する旨の合意(以下「本件合意」といいます。)を し、AはYらに対して加給金を支給していました。

破産会社Aの破産管財人であるXは、本件合意が金商法及び出資法違反といった極めて反社会的かつ違法性の高い社債の勧誘販売を促進するものであり、公序良俗に違反して無効であると主張し、Yらに対して支払済みの加給金(以下「本件加給金」といいます。)について不当利得返還請求を行いました。

第2 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、①本件合意がAによる社債販売の違法性を承継し民法90条が定める公序良俗に反して無効となるか否かという点と、②本件合意が公序良俗に反するとした場合、本件合意に基づいて支払われた加給金は不法原因給付となるところ、不法原因給付について破産管財人による返還請求が認められるかという点が争点となりました。

2 判断概要

本件は、①本件合意が公序良俗に反し無効となること、及び、②本件加給金が不法原因給付であることを認定した上で、破産管財人がYら(うち一人は除く。)に対して加給金の返還を求めることができると判示しました。

②に関する裁判所の判断について、以下に抜粋します(本稿では①の判断の詳細は割愛します。)。

- ▶民法708条にいう「不法な原因」とは、公の秩序もしくは善良の風俗に反してされた給付を指すところ、上記認定によれば、本件加給金支払合意は公序良俗に違反しているから、加給金は不法な原因によって給付されたものである(最高裁判所昭和25年(オ)第56号・昭和27年3月18日第三小法廷判決・民集6巻3号325頁参照)。
- ▶多数の破産債権者が破産者の破綻により損失を受け、出 捐した金額の相当部分を受領できないような場合、破産者の 破産管財人が破産者からの給付金の返還を求め、損失を受 けた破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を 図ろうとすることが衡平にかない、仮に、破産管財人に対する 上記給付金の返還を拒むことができるとすると、被害者であ る破産債権者の損失の下に給付の相手方が不当な利益を 保持し続けることを是認することになり相当ではないときは、 破産者の破産管財人が公序良俗違反を理由として給付の相 手方に対して給付金の返還を求めることができ、相手方の不 法原因給付の抗弁は信義則に反して許されないと解すべき である(最高裁判所平成24年(受)第2007号・平成26年10月 28日第三小法廷判決・民集68巻8号1325頁参照)。

▶これを本件についてみると、多数の高齢者を含む顧客が多額の資金を拠出して破産者発行の社債を引き受けたが、破産者の破綻により甚大な損失を受け、ほとんどの資金回収ができないままになっており、破産者の破産管財人である原告が破産者から違法の両輪を成すものとして支給された加給金の返還を求め、損失を受けた破産債権者たる顧客への配当を行い、適正かつ公平な清算を図ることが衡平にかなうのであって、破産管財人である原告に対する加給金の返還を拒むことができるとすると、被害者である破産債権者の損失の下に給付の相手方である被告らが不当な利益を保持し続けることを是認する結果になってしまうのであるから、原告の被告らに対する加給金の返還請求は、法律上許容されるものと解すべきである。

▶したがって、被告らの不法原因給付の抗弁は、信義則に 反して許されないというべきである。

第3 検討

1 学説と裁判例の検討

本件の争点②については、従来から学説や裁判例により 議論が積み重ねられてきました。破産管財人による民法708 条の権利行使が明確に否定された例(大判昭和7年4月5日 判決)もあるものの、多くの学説・裁判例は、結論において不 法原因給付につき破産管財人による不当利得返還請求権の 行使を肯定しています。主要な学説の理由付けとしては、 「返還された金員等は破産財団に組み込まれ配当財源にな り不法原因給付者の手元には渡らないことから、裁判所によ る法的保護を拒否する理由がない」とするものや、「不法原因 給付の理論が給付者に対する懲罰的趣旨に基づいているこ とから差押債権者に適用されないことを前提として管財人に ついても適用されない」とするものなどがあります。裁判例に おいては、大阪地裁昭和62年4月30日決定をリーディング ケースとして、東京地裁平成18年5月23日判決や東京高裁 平成24年5月31日判決などにより破産管財人による権利行使 を肯定する裁判例が集積されていたところ、最高裁判所平成26年10月28日判決が、破産管財人の権限行使であることのみによって無条件・無制限に不法原因給付の返還が可能と解すべきものではないが、事案の内容及び金銭の流れ、利害関係人の利益状況、不当利得返還請求権の行使者等の諸事情を総合的に勘案し、信義則の観点から破産管財人による不法原因給付の返還を求められる場合があるとの判断を示しました。ただし、同最高裁判決は、前掲昭和7年判決を変更するものとはしておらず、昭和7年判決とは事案が異なるという理解を前提に、同最高裁判決の事案における諸事情を総合的に考慮した事例判決であって、破産管財人であればどのような事情であっても不法原因給付の返還が認められるとの判断を示したものではないと解されています。

2 本裁判例の検討

本裁判例は、上記平成26年最高裁判決を引用した上で、 破産管財人による権利行使を肯定しており、高利・元本保証 型の社債の販売に関する営業成績に基づく加給金が不法原 因給付であると認定された事案においても上記平成26年最 高裁判決の判断枠組みが適用できること及び不法原因給付 の返還が認められることを明確にした点で、実務上参考にな ります。もっとも、不法原因給付の事案としては様々なものが 考えられますので、今後も更なる事案の集積が期待されま す。また、上記平成26年最高裁判決において、多数の債権 者と債務者が想定されるような事案において、仮に破産管財 人の権利行使を認めるか否かの判断を各債権者と債務者の 個別の事情に応じた総合考慮に委ねるとした場合に、画一 的処理が困難となり、破産管財人の業務の円滑な遂行に障 害が生じる可能性がある点が指摘されていましたが、かかる 指摘は本裁判例にも妥当するものであり、判断枠組み自体 の妥当性に関する検証・議論の深まりも期待されるところで